

基礎自治体への権限移譲及び義務付け・枠付けの見直しに係る 次期通常国会に提出予定の一括法案の概要

平成22年12月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(191法律(*)を行う)。

① 基礎自治体への権限移譲(48法律)
(都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・三大都市圏等の用途地域、市町村道(4車線以上)や公園・緑地(10ha以上)等に係る都市計画決定
(都道府県→市町村)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特別市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと
条例制定権の拡大(163法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
- (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
(個別事業ごととの関与(協議)から包括的な関与(届出)へ移行)
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
- (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止

○地方自治体の国等への寄附の原則禁止の見直し
(寄附について地方自治体の判断に委ねる)

(*) ①・②の重複20法律(調整中)

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日) 等